

処理事例7 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの

苦情申立て対象機関	下水道部下水道総務課	
苦情申立ての内容	<p>自宅を水洗化するためには、公道に布設されている下水道の本管と自宅とをつなぐ接続管を、自宅前の私道に布設しなければならなかったのですが、市が公費で接続管の布設工事を行う私道の要件を満たしていなかったため、平成18年8月に個人で工事を行い、多額の自己負担を強いられました。その後、平成19年6月になって下水道事業受益者負担金（以下、「受益者負担金」という。）の納入通知書が送られてきたのですが、自己負担をすることなく市が公費で接続管の布設工事をした人と同じように納めなければならないとするのは不公平で納得できないので、受益者負担金を納めなくても済むようにしてほしい。</p>	
調査結果等	<p>苦情申立人との面談の後、接続管工事を担当する下水道管理課と受益者負担金を担当する下水道総務課を調査しましたところ、接続管工事に関しては「私道における公共下水道の布設等に関する要綱」や「明石市水洗便所改造資金等助成規則」、また、受益者負担金に関しては「東播都市計画事業明石市下水道事業受益者負担に関する条例」（以下、「条例」という。）と、両課とも規定どおりの取り扱いをしていることが認められました。</p> <p>しかし、申立人の経済的な不公平感には確かにそのとおりであるため、下水道総務課に対し、条例に定める受益者負担金の減免に関する基準そのものが、現状に適應しているかという点から検討いただくよう申し入れましたところ、下水道総務課では県内の各市に調査を行い、22市中21市が、申立人と同じ状況の方に対して受益者負担金を賦課しており、うち19市において減免扱いはしていないという結果を示したうえで、接続管工事と受益者負担金との規定の趣旨が異なること、個人で布設した接続管は個人財産であり、市が公費で布設した接続管は行政財産になるという財産権の問題などから、接続管工事と受益者負担金を切り離した考え方に基づく現状の取り扱いが妥当であるとの見解を報告いただきました。</p> <p>オンブズマンは、下水道総務課からの報告を受け、これまでの受益者負担金の取り扱いについては、条例の適用の不備は認められず、申立人の経済的な負担による不公平感には、心情的には理解できるものではありませんが、現行諸規定に基づく執行であり、止むを得ないものと考えられます。</p> <p>水洗化を望む市民に対しては、下水道管理課と連携し、水洗化工事に関する説明を行う段階で、必ず受益者負担金についても、その趣旨や工事との関係などについて一層十分な説明を行い、相手方の理解が得られるよう努めることを申し入れ、今回の申立てに関する調査を終了することにしました。</p>	
苦情申立ての受付年月日	平成19年（2007年）12月13日	要した日数
オンブズマン面談年月日	平成19年（2007年）12月13日	0日間
市の機関への調査年月日	平成19年（2007年）12月20日	7日間
調査結果通知年月日	平成20年（2008年）3月31日	109日間